茨城町第6次行政改革大綱

実 施 計 画

令和6年3月

茨 城 町

第6次行政改革大綱 実施計画一覧

1	住民サービスの向上と協働の推進	
	(1) 効率的な組織体制の整備、計画的な職員採用及び人材育成の	実施…1
	(2) デジタル化による住民サービスの向上	$\cdots 2$
	(3)各種証明書コンビニ交付サービスの普及拡大	3
	(4) ふるさと元気づくり推進事業の推進	$\cdots 4$
	(5) 自主防災組織の拡充	$\cdots 5$
	(6) 新たな文化的施設の整備による地域の賑わい創出	6
2	デジタル化による業務の効率化と民間委託の推進	
	(1) デジタル化による業務の効率化	7
	(2) 効率的な投票区の配置	8
	(3) 民間活力導入の推進	9
	(4) 指定管理者制度導入後の検証	…10
	(5) 学校給食費徴収業務の公会計化検討	11
3	持続可能な財政運営	
	(1) 事務事業の見直しによる財政運営の健全化	$\cdots 12$
	(2) 安定的な歳入の確保	13
	(3) 適正な受益者負担の維持	$\cdots 14$
	(4) 汚水処理の広域化	15

No	1
140	l

担当課		総務課		
第5次行政改	対革への計上の有無	有	無	1

推進項目	1 住民サービス	スの向上と協働	<u></u> の推進			
推進内容	(1) 効率的な約	且織体制の整備	情、計画的な職!	員採用及び人材	材育成の実施	
現状及び取組方針	エネルギー意識 役場組織にお 前再任用短時間 度における変革	の高まりをはじいては、令和5 対務制が導入期を迎えていまいの変化とともに 様化する住民の 織体制を築き、	年度から定年: され、加えてワ す。 -複雑高度化す ニーズに対応 有用な人材を	経済情勢は大き年齢の段階的な 一クライフバラ る行政課題に していくには、将 育成していくこ	く変化していま は引上げ、役職 ンスを推進する 対し、効率的か 好来を見据え、 とが重要である	ます。 定年制、定年 など、人事制 いつ機動的な行 長期的かつ計 ことから、効
具体的取組事項	・定年延長等 (2)計画的な職 ・将用の時期 (3)計画的な人 ・専門的知識 ・管理職の人	機動的な組織(の対応(社会系の対応(知語 への対応(知語 員採用 えた多様な人札 及び方法のエ 材育成 及び住民サー 事評価スキル(本制の整備 経済情勢に応じ 域・経験の円滑 ^が オの採用 夫 ビスの向上を図	た組織体制の な継承、再任用 図る職場内外研	整備) 開職員の有効活 「修の実施	
数値目標の項目((スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
効率的な組織体制(な職員採用及び人				_	_	_

No	2

担当課秘書広聴課、総務課第5次行政改革への計上の有無有無①②

推進項目	1 住民サービス	の向上と協働	の推進			
推進内容	(2) デジタル化	による住民サー	ービスの向上			
現状及び取組方針		町の組織・機能 「では茨城町D) 、利用者層に合 による住民の和	改革、セキュリ 〈推進計画(計画 うわせたサポー	ティ対策等の耶 動期間: 令和6々 トの提供により ・図ります。	双組みを推進す 〜10年度)に掲 、行政各分野I	る必要があり 引げられた取組 こおいて、デジ
具体的取組事項	出サービス」につす。	インターネットで いて、利用でき の導入検討 等の導入により の手続きができ	を使用した申請 る手続き等の り、来庁者が申	拡大を行い、住請書に記入せ	三民サービスの ずに、各種証明	向上を図りま 引書の発行や
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
いばらき電子申請・ 利用可能手続数(件		35	50	60	70	80
書かない窓口の導力	入検討	準備	実施	_		_

No 3	No	3
------	----	---

担当課		町民課	:		
第5次行政改	対革への計上の有無	有		無	1

推進項目	1 住民サービス	くの向上と協働	の推進			
推進内容	(3) 各種証明	書コンビニ交付 [・]	サービスの普及	&拡大		
現状及び取組方針	間、休日でも各利 るようになりまし 町民の利便性 サービスの普及 ◆現状 ・コンビニ交付・マイナンバー	重証明書(住民) た。 向上を目指して に努めていきま サービス利用率	、更なるマイナ	登録証明書、名 ・ンバーカードの 1.月末時点)	各種税証明書 等	等)を取得でき
具体的取組事項	①各種証明書ココンビニ交付また、時間外でのシスストアでの記	ナービスの利便 Dマイナンバー	性を定期的に カード交付も継	町広報紙等や、 続し、マイナン		
数値目標の項目((スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
コンビニ交付サービ (住民票、印鑑登録		15%	17%	19%	22%	25%

No	4
	•

 担当課
 秘書広聴課

 第5次行政改革への計上の有無
 有
 ①
 無

推進項目	1 住民サービス	スの向上と協働	の推進			
推進内容	(4) ふるさと元	気づくり推進事	業の推進			
現状及び取組方針	います。 このような状況 て、行政区が行 ています。 引き続き、同事 図ります。 ◆現状	のなか、本町で	り、町民のコミュ	度より地域の活 域町ふるさとラ	性化と課題解	決を目的とし 事業」を推進し
具体的取組事項	ることを目的とし これまで、集落 実施を実現していまた、令和4年 区が選択できる 制度づくりを行っます。 ※モデル事業制	びり推進事業にて、平成25年に支援員と連携に要綱を改ます。 まうにするととものでおり、今後も	は、行政区が自 度より実施して して積極的な支 正し、補助金額 らに、新たにモラ 引き続き、当事	います。 接を行っており (総額40万円)。 デル事業制度(事業の拡大に向	り、今までに26 の年度毎の配 ※)を導入し、。 けた取り組みる	団体での事業 分を事業実施 より使いやすい を行ってまいり
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
茨城町ふるさと元気 実施地区数(累計)	づくり推進事業	35	39	43	47	51

No 5

担当課	総務課					
第5次行政改	有	1	無			

推進項目	1 住民サービス	 スの向上と協働	 の推進					
推進内容	(5) 自主防災約	(5) 自主防災組織の拡充						
現状及び取組方針	大雨被害などが身・相互の活動が 防災の要となるなっています。 昨今、災害に対 化等が地域の活いるため、自主的 ◆実績及び現	発生するなど、 体制をいかに整 自主防災組織の 対する住民意識 動にあたるマン 方災組織の結局 状	をえるかが課題 の果たす役割は	・激甚化してお のひとつとなっ は極めて大きく、 で、住民の高齢 招き、組織化を の促進を図り	り、災害対応と ています。そう 組織づくりの耳 化や地域コミュ 大きく阻害する	して住民自 した中で、地域 双組は急務と ユニティの希薄		
①地域防災力の向上 組織の活動に必要な防災資機材の購入費用について、各行政区を対象に補助金を交付することで、地域防災の要となる自主防災組織の結成及び組織拡充を促進します。また、各行政区に対し、以下のとおりの取組支援を実施します。 ・自主防災組織に係る制度説明や申請手続等の支援・組織結成や活動拡充に係る相談窓口の設置・災害ハザード区域内にある行政区を中心とした事業啓発活動(制度説明、防災講話等) ・防災訓練等への活動支援(防災資機材等の提供等)								
数値目標の項目((スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
自主防災組織の結成地区数 44 47 50 検				検討	検討			

No 6	1100	0
------	------	---

担当課	都市整備課						
第5次行政改	有		無	<u>(1)</u>			

推進	項	目	1 住民サービス	スの向上と協働	の推進				
推進	内	容	(6) 新たな文化	(6) 新たな文化的施設の整備による地域の賑わい創出					
現状及で	ゾ取 糸	3方針	本町の文化芸 状況がみられて 活動できる環境 発化させるような	づくりを一層進	め、世代問わずめていくため、ス	げだれもが気軽 本町の文化芸術	に文化芸術に 特の振興及び地	触れ、楽しみ、	
具体的	取組	事項	①新たな文化的 新たな文化的 参加の機会を設 し、長期的な視 するため、プレ す。	施設の存在を成け、町民協働の 点を取り入れ、F	なく町民に周知り の基礎をつくりま 町民とともに開	し、開館に向け ます。また、開食 館を祝い、事業	官後へ続く取り 期間を通じた則	組みの起点と 張わいを創出	
数値目	標の	項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
施設利用	月者数	て(R8年	4月開館予定)	事業検討	事業実施	60,000人	60,000人	60,000人	

No	7

 担当課
 秘書広聴課、総務課

 第5次行政改革への計上の有無
 有
 ②
 無
 ①

推進項目	2 デジタル化による業務の効率化と民間委託の推進						
推進内容	(1) デジタル化	による業務の	効率化				
現状及び取組方針	令和6年度から令和10年度の計画期間である茨城町DX推進計画では、町民サービス・ 行政サービスのデジタル化、デジタル化推進に向けた環境整備に取り組みます。 デジタル化によって様々な申請や手続きをオンライン化するとともに、文書管理及び事 務決裁の電子化を検討することで、ペーパーレス化による業務の効率化を目指します。						
具体的取組事項	①茨城町DX推進計画の推進 令和6年度から令和10年度の計画期間である茨城町DX推進計画について、デジタル技術を行政各分野に活用・導入することで、情報セキュリティ対策の強化、職員の適切な研修や教育、業務の効率化を図ります。 ②文書管理及び事務決裁の電子化の検討情報公開への適切な対応や公文書の適正管理を行うため、文書管理を電子化することにより、公文書の作成、管理、保管までの管理を効率的に実施できるよう検討を行います。また、電子化により、文書保管スペースの削減や廃棄処分の軽減を図ります。						
数値目標の項目((スケジュール) 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年月					令和10年度	
茨城町DX推進計画	画進捗率(%) 20 40 60 80 100					100	
文書管理及び事務》 検討	夬裁の電子化	検討	準備	実施	—	_	

Nla	Ω
INO	0

担当課	総務課				
第5次行政改	有		無	1	

	T					
推進項目	2 デジタル化に	よる業務の効果	率化と民間委託	Eの推進		
推進内容	(2) 効率的な拡	と 票区の配置				
現状及び取組方針	続けており、H30 います。また、投 票区がある一方 とは言い難い状 一方、期日前打 投票所設置後は	年度27,971人が 票区ごとの登録 、500人を下回 況にあります。 投票所の利用者 、選挙を取り巻くり します。なお、『	録者数の片寄りる投票区が4技 る投票区が4技 付は年々増加し 半数が期日前技 大況の変化に伴 再編にあたって	初には26,454, りも顕著であり、 と票区あるなど、 ており、令和3 と票所で投票を い、効率的な過	人と、約1,500人 名簿登録者3,6 、効率的な配置 年度に商業施設 されている状況 選挙執行を行う	の減となって 000人超の投 ができている 股への期日前 兄にあります。 ため、投票区
①効率的な投票区の配置 有権者が、安全に投票所に訪れ、かつ、安心して投票ができる環境の確保を目的として、町内の全投票所を巡回・点検し、施設、設備、駐車場のスペース等に問題を抱えている投票所の変更等に関する検討をしていきます。 効率的な投票区の配置を目指し、地域住民の意見をよく伺いながら再編方針等を決定します。 令和6年度 再編方針等決定 令和7年度 住民説明会等実施 令和8年度 再編決定、住民広報 令和9年度 年度当初執行の町長選挙から再編後の投票区で選挙実施						
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
効率的な投票区の配	配置	検討 (再編方針)	準備 (説明会等)	決定	実施	_

No	9

担当課	総務課						
第5次行政改	有	1	無				

						-	
推進項目	2 デジタル化に	よる業務の効果	率化と民間委託	その推進 しゅうしゅう			
推進内容	(3) 民間活力	尊入の推進					
現状及び取組方針	いても進んできる。 や、民間活力を があります。 このため、引き ■現状 ◇民間委託の ・本庁舎の 学校給食	でいますが、他 利用した公共旅 続き様々な民 導入実績 電話交換、案に (調理・運搬)、 ・制度の導入実	記の整備等、 間活力導入の 間活力導入の 内・受付、清掃、 水道メーター検	として、水道事業 様々な分野で見 手法の調査研究 夜間警備、した	業や窓口業務 <i>0</i> 民間活力を導入 Rをしていく必要	D民間委託 している事例 Eがあります。	
具体的取組事項	①民間活力導入の推進 国の公共サービス改革基本方針(※)や他自治体の導入事例等を踏まえ、サービス向上やコストの縮減が見込まれる業務を対象に、民間活力の導入、拡大を推進します。 ※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、競争の下で民間事業者の創意工夫を反映することにより、良質かつ低廉な公共サービスの実現を目指すもの。						
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
民間活力導入の推議	進	調査研究	調査研究	調査研究	調査研究	調査研究	

No	10

担当課		町民課			
第5次行政라	文革への計上の有無	有		無	1

推進項目	2 デジタル化による業務の効率化と民間委託の推進						
推進内容	(4) 指定管理者	(4) 指定管理者制度導入後の検証					
現状及び取組方針	茨城町斎場「いばらき聖苑」では、令和5年7月1日から指定管理者制度を導入しました。指定管理者は施設の管理運営や軽微な修繕、斎場利用許可事務等を行います。 指定期間中に、指定管理者の運営状況を定期的に確認し、制度導入の効果及び問題点を検証します。 ◆指定管理者となった団体所在茨城県龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1名称タカラビルメン株式会社指定期間令和5年7月1日から令和10年6月30日まで(5年間)指定管理料 24,650千円(単年度平均) ◆指定管理業務の範囲(主なもの)・施設の受付、利用許可・火葬、式場(葬儀)に関する業務・施設及び設備の軽微な修繕、維持管理						
①指定管理者制度導入後の検証 町は指定管理者から定期的な報告を受けて運営状況を確認し、必要に応じて改善等の指導をします。また、制度導入の効果及び問題点を検証し、管理者更新時の仕様条件等に反映します。							
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
指定管理者制度上的	の課題の検証	検証	検証	検証	検討	実施	

No	11
----	----

担当課	学校給	食共同	調理場		
第5次行政改	対革への計上の有無	有		無	1

推進項目	2 デジタル化に	よる業務の効果	率化と民間委託	Eの推進			
推進内容	(5) 学校給食費徴収業務の公会計化検討						
現状及び取組方針	務が教職員の大す。 文部科学省での会計に組み入 一方、国が令和の実現に向け、	きな負担となっ は、教職員の負 れ、徴収業務 ロ5年12月に決 調査を行い、そ 国の施策を注	負担軽減に向け を町が行うこと) 定した「こどもオ	こおける働き方 、学校給食費の を推進している ミ来戦略」におい 策を検討すると	改革の障壁とな の公会計化(学 ます。 いては、学校給 :しています。	たっておりま 校給食費を町 食費の無償化	
具体的取組事項	①学校給食費徴収・管理業務を町へ移管検討 教職員が、子どもたちの指導に専念できる時間確保を図るため、町立小中学校及び幼稚園(こども園)の学校給食費徴収・管理業務について町へ移管する方法を検討します。 (1)業務システム(給食費徴収・学齢簿・住基)の導入 全児童・生徒・教職員に関する学校給食費の出納情報を管理するため、情報管理のサポートとして業務システムを導入する必要があります。 (2)金融機関との調整 現在、学校では、現金取扱いを避け口座振替としているため、移管後も口座振替を基本とし、保護者の利便性等を考慮し、「指定金融機関の選定」や「徴収結果の受領方法」・「徴収できなかった場合の再振替」の調整を進める必要があります。 (3)未納情報(債権)の継承 徴収業務を移管するにあたり、それまでの未納情報を引き継ぎ、督促や時効の中断等、 遺漏なく適切な徴収業務を行う必要があります。						
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
学校給食費徴収•管 移管	理業務を町へ	検討	準備	_	_	_	

No	12
110	

担当課財政課、総務課第5次行政改革への計上の有無有②無①

							l l
推進項	i 目	3 持続可能な則	才政運営				
推進内	容	(1) 事務事業(の見直しによる	財政運営の健業	全化		
現状及び取	組方針	ラップアンドビルがあります。 既存事業の硬の維持が和6年 はおい、令すると で見直し、評価・ ・現状	直化は、予算となる可能性がな、令和7年と、かと、管理運き質の高い公	示していますか ま	、既存事業の につながり、収 ーや文化的施記 ではなく、人員配 率的・効果的に	縮小や廃止がる 入に応じた適立 など新たな施 配置も必要となる に提供していくな	下十分な現状 Eな歳出規模 設が建設及び る見込です。 よめ、事務事業
具体的取組	事項	①事務事業の評価・検討 限られた財源の重点化・効果的な配分や国・県の補助金等の有効活用に努め、健全な財政運営の推進を目指します。「PDCAサイクルによる成果等の検証」や「スクラップアンドビルド」を徹底するため、客観的に検証できる仕組みの導入を検討します。 令和6年度 制度設計及び試行開始令和7年度 本格導入令和10年度 制度の効果検証 ②将来負担比率の確認 将来負担比率の確認 将来負担比率は、収入に対する将来町が負担する借金などの割合です。数値が高いほど、将来、財政を圧迫する可能性が高いことを示します。町では、今後文化的施設などの大規模な建設事業を予定していることから、今後も引き続き健全な財政運営を図るため、毎年度数値の動向を注視します。					
数値目標の	の項目(· (スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
事務事	事業の記	平価・検討	試行	導入	実施	実施	検証
	平均を 担比率	下回る の維持(%)	県平均値以下	県平均値以下	県平均値以下	県平均値以下	県平均値以下

NIo	13
NO	13

担当課		税務課			
		1	1	1	1
第5次行政改	対革への計上の有無	有	1	無	

推進項目	3 持続可能な則	才政運営				
推進内容	(2) 安定的な歳	遠入の確保				
現状及び取組方針	これまで持続可能な財政運営と健全な財政構造の確立に向け、収納率の向上と町税滞納金の縮減を掲げて取り組んできました。その成果もあって収納率は現年度比較で平成30年度98.7%から令和4年度99.1%へと着実に上昇し、収入未済額総額も平成30年度124,343千円から令和4年度105,942千円へと減少してきましたが、町税収入は町の根幹をなす財源であることから、引き続きその安定的な確保を図り、更なる滞納額の縮減に取り組みます。 ◆現状 ・町税収納率 R4年度 現年分 99.1%					
①安定的な歳入の確保 「茨城町町税収納対策基本計画」に基づき、滞納の縮減及び自主納付の推進に努めます。 町税収入を安定的に確保するための取り組みとして、口座振替、QRコードを用いたキャッシュレス納付の利用促進や啓発活動の強化による納期内自主納付の推進を啓発し、収納率の向上を図ります。						
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
町税収納率 現年分 (国保税を除く)) (%)	99.15	99.20	99.25	99.30	99.35

NIa	1./
NO	14

担当課	総務課				
第5次行政改	対革への計上の有無	有		無	1

		-					
推進項目	3 持続可能な則	 才政運営					
推進内容	(3) 適正な受益	と者負担の維持	ŧ				
現状及び取組方針	担の観点から、) 改正をしました。 を行い、必要によ 適正料金の確 や適正料金の確	人件費・物件費 適正料金は社 なじた改正をし 認及び必要に「	会情勢の変化。 ていく必要があ なじた見直しをき を目指します。	金を算出し、近 とともに変動し [、] ります。 組織として行う	隣市町村と比東 ていくことから、	交検討した上で	
①手数料の見直しの検討 受益者負担の原則に基づいた、町手数料等の適正料金の維持を図るため、5年に一度程度適正料金の確認及び見直しを行います。 また、確認及び見直しを組織として行うため、検討委員会等の立ち上げを検討します。 令和6年度 検討委員会の立ち上げ等検討 令和7年度 手数料等見直し手法の確立 令和8年度 現行手数料の適正料金かどうかの確認 令和9年度 必要に応じて手数料等の見直し実施							
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
手数料の見直しの根	美 討	検討 (委員会等)	準備	調査	実施	_	

No	15
----	----

担当課	下水道課				
第5次行政改	対革への計上の有無	有		無	1

推進項目	3 持続可能な則	才政運営					
推進内容	(4) 汚水処理(の広域化					
現状及び取組方針	械・電気などのがまた、供用開始高度処理施設の課題を解道事業の運営を ◆那珂久慈流域・処理場名	台エリアの拡大I り導入が必要で 消するために、 図ります。 で水道事業化も ひたちなか市長 9市町村1組	、修繕・更新費、 に伴い、有いの でである。 でである。 ででである。 でででできる。 ででできる。 ででできる。 でできる。 できる。 できる。	用が年々増加 量が増加してし 処理費用が高服	する傾向にあり いることから、系 着する可能性がこより、持続可能 まり、持続可能	Jます。 系統の増設や えあります。こ とな公共下水 か市、	
①那珂久慈流域下水道協議会への参入 町浄化センターを廃止してポンプ場化し、那珂久慈流域下水道へ接続する汚水処理の 広域化・共同化により、持続可能な公共下水道事業の運営を図ります。 具体的取組事項							
数値目標の項目(スケジュール)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
汚水処理の広域化		検討及び設計	設計	設計	工事着手	工事実施	